

# 愛子さまは天皇になれる？ 高市首相が目指す皇室典範改正 = 野口武則

毎日新聞 2026/3/2 06:00 (最終更新 3/2 09:46) 有料記事 3922 文字



上皇ご夫妻への新年のあいさつのため、仙洞御所に入られる天皇、皇后兩陛下の長女愛子さま

高市早苗首相は第 2 次内閣発足に伴う 2 月 18 日の記者会見で、皇室典範の改正を目指すと表明した。皇族数減少の対応策が国会で議論される中、本格的に公務に取り組まれるようになった天皇陛下の長女愛子さま（24）に注目が集まる。日本初の女性首相が誕生したが、愛子さまは天皇になれるのか。

現在の皇室は、愛子さまら未婚の皇族は 6 人いるが、秋篠宮さまの長男悠仁さま（19）を除く 5 人は女性だ。皇室典範は、天皇の血統につながる男系男子にしか皇位継承資格がなく、女性皇族は皇族以外の男性と結婚する場合、皇族を離れると定める。現状のままでは皇族数減少に歯止めがかからず、将来は悠仁さまの家族しか皇族がいなくなってしまう。もし、悠仁さまの将来の配偶者に男児が生まれなければ――。

国会で議論されているのは

- ② 女性皇族が結婚後も皇室に残れるようにする
- ② 敗戦から間もない 1947 年に皇室を離れた旧宮家出身の男系男子を養子縁組で皇族にする――の 2 案だ。

いずれも現段階では皇位継承資格を与えないが、①は**将来的に女性皇族にも皇位継承資格を与える余地**を残す。女性天皇は江戸時代以前に8人10代いた先例がある。ただ、皇族以外の男性と結婚し、その子が天皇になれば、歴史上初めて男系の血を引かない「女系天皇」になると、自民党保守派は反対する。

一方、②は**男系男子による継承を堅持する考え方**だ。復帰対象となるのは伏見宮系の血筋で、今の皇室とつながるには男系で**約650年さかのぼる**。自民は衆院選公約で、②が**「第1優先」だと明記**した。首相は18日の両院議員総会で公約について「改めて暗記するまで読み込む。ここに書かれた政策を、党一丸となって実行していきましょう」と呼びかけた。

自民は①について、**女性皇族の夫と子を皇族としない考え方**をまとめている。麻生太郎副総裁は昨年、立憲民主党の野田佳彦代表（当時）との非公式協議で、**女性皇族が旧宮家出身の男系男子と結婚する場合のみ、夫と子も皇族と認めると主張**した。**皇族といえども、結婚は本人の自由意思が尊重**される。家のために結婚相手を強要するような**時代錯誤の考え方**だ。

つまり、**高市首相が目指す典範改正が実現したとしても、女性皇族に皇位継承資格を与える道が開けるわけではなく、逆に機運をそぎかねない**。

実際、首相は2月27日の衆院予算委員会で「男系でない方が皇位を継承したことは、すなわち皇位が女系で継承されたことは**一度もない**」と答弁し、現行の**皇室典範に記された男系男子による継承を堅持する考え**を示した。

首相をはじめ、自民はなぜ②にこだわるのか。この案は、保守系団体・**日本会議**が唱え、**旧皇族の子孫が旗振り役として言論活動**を行ってきた。

2021年末に政府の有識者会議が②を採用したのは、意見聴取した専門家ら**21人の約半数が積極的に推した**からだ。だが、**世論の大勢が女性天皇容認にもかわらず、専門家らの人選は政府が保守派に配慮したかのような構成**だった。

気象予報士、漫画家など女性や30歳代の若者らが理由として挙げたのは、「旧宮家がGHQ（連合軍総司令部）により不当、強制的に皇室から離脱させられたから」など、**保守派の主張そのままという異様さ**だった。

そのうちの一人、**桜井よしこ**氏が明快に語っている。

「戦後日本は初めて外国に占領され、国の形を変えさせられた。とりわけ重要な変更は皇室に関するもので、日本政府と国民の意思、日本の文化、文明に何ら配慮することもなく、11 宮家に突然の皇籍離脱を強制した」

高市首相が路線を継承する安倍晋三元首相が唱えた「押しつけ憲法論」「戦後レジームからの脱却」に通じる考えで、「戦後」を否定したい意図もうかがえる。**だが、こうした考えは、男系継承の伝統を守ろうとするあまり、皇室が大切にしてきたものを欠いている**ように思う。

上皇さまの学友・明石元紹（もとつぐ）氏は著書「今上天皇 つくらざる尊厳」（13 年）で、**旧宮家復歸に「私は反対である」**と記す。退位が議論されていた 17 年に筆者が取材した際、**明石氏は日本会議幹部と面会し、反対だと直接伝えたことがある**と明かした。

明治期に傍系である伏見宮系の男性皇族が増え、その**多くが軍人**になった。**だが、戦争を止められなかった**。こうした例を挙げ、「明治から昭和の戦争に至る歴史を（上皇）陛下は勉強している」と筆者に教えてくれた。

昭和前期の軍部では、要職の陸軍参謀総長に**閑院宮**載仁（かんいんのみやことひと）、海軍軍令部総長には**伏見宮**博恭（ひろやす）が就いた。陸海軍は皇族軍人の権威を利用し、政府内で発言力を強めた。**本来なら天皇を助け軍部の独断専行を抑えるべき皇族の重鎮は、軍部の代弁者**でしかなかった。

例えば**伏見宮**は 1930 年の**ロンドン海軍軍縮条約に反対意見**を主張し、昭和天皇に進言しようとしたが、「いまきく時期ではないし、またききたくもない」と取り合ってもらえなかった（「西園寺公と政局」）。この頃から軍部の統制が利かなくなり、満州事変、日中戦争へと突き進んだ。

また、日米開戦の回避を模索していた 41 年 10 月 9 日に**伏見宮**は、**謁見して主戦論を強硬に唱**えた。昭和天皇は「今はその時機ではなく、なお外交交渉により尽くすべき手段がある」と退けた（「昭和天皇実録」）。

伏見宮博恭の孫・**伏見博明**氏は著書「旧皇族の宗家・伏見宮家に生まれて」（22 年）に、敗戦直後の様子を記す。

「おじいちゃんはそれまで持っていた重要な書類や日記を焼いたと言っていました。  
(略) だからおじいちゃんは戦犯にならなかったのです。もし見つかったら、  
(略) 巣鴨に連れていかれたと思います」

日本を敗戦へ導いた足跡が記されていただろうが、闇に葬ったというのだ。

そもそも、旧宮家が GHQ により強制的に皇籍離脱させられたという主張も、史実と多少異なる。

明治の皇室典範増補に記された皇籍離脱制度に関し、運用基準となる「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が 20 (大正 9) 年に制定された。王 (天皇から 5 世より下の世代の男子) は長男の系統の 4 世までを皇族とし、それ以下の世代は離脱して一般国民になると定めた。

**対象とされたのは、伏見宮系皇族だった。大正天皇の直系が将来にわたって皇統をつなぐ道を、この時に日本政府が自主的に選択したのだ。**

ただ、明治維新時の伏見宮家当主の邦家 (くにいえ) ですら、南北朝時代に在位した崇光 (すこう) 天皇から 16 世とかなり遠い血縁のため、準則をそのまま当てはめると全員が即離脱となってしてしまう。例外として、邦家を起点に、その長男の系統の 4 世までが皇族であり続けられるよう配慮した。小泉純一郎政権が女性・女系天皇を容認した 2005 年の政府有識者会議の報告書に、この準則は紹介されている。

昭和の敗戦がなく明治体制が続いた場合でも、伏見宮系皇族は日本政府が作った準則により順次、離脱することになっていた。旧皇族の復帰案を唱える作家の竹田恒泰氏を例にとると、父恒和氏 (元日本オリンピック委員会会長) が伏見宮邦家から 4 世に当たるが、竹田家の長男でないため皇族に残れない。保守派は、GHQ によって奪われた国の形を取り戻すと言いながら、**準則の存在は無視するご都合主義が目にあふ。**

準則は 20 年 5 月 15 日、皇太子だった昭和天皇が参列した皇族会議で決定した。当時の増えすぎた皇族を整理したのは、皇室財政の立て直しに加え、生まれながらの特権に固執して天皇をないがしろにする傍系皇族に手を焼いたことも一因だった。だが、伏見宮系皇族には不満があり、会議後に皇太子も出席して開

かれた大正天皇の食事会を、伏見宮博恭ら多くの皇族がボイコットした。若き日の昭和天皇が、面目を潰された苦い思い出である。

**昭和天皇**は生前、戦争回避の道を苦悩して模索する天皇の意をくまず、軍部の言いなりだった**伏見宮に対する苦々しい思い**を、上皇さまに話していた。ある歴史家が上皇さまから聞いたという。

**天皇と関係が遠い傍系の男性皇族が増えれば、さまざまな勢力に利用されかねない。それが昭和史から学ぶ教訓**だと思う。

自民が「第 1 優先」とする②について、新たに皇族入りする意思のある男系男子がいるのかどうか、政府は確認していない。さらに**重要なのは、養子として受け入れる意思が皇室側にあるのか**だ。

たとえ実現したとしても、悠仁さまや新たに皇族となる男系男子の配偶者が、**男児出産を求め続けられることには変わりはない**。初の女性首相は、皇室に嫁ぐ女性の立場に思いを寄せることはあるのだろうか。愛子さまを出産後の**皇后雅子さま**（62）に、「次は男児を」との重圧がかかった事態が、次の世代でも繰り返されかねない。

そのような家族が「国民の総意に基づく」「国民統合の象徴」（憲法 1 条）であり続けることができるのか。いくら男系継承の伝統を墨守しようとも、**国民の幅広い支持と共感**がなければ象徴天皇制が揺らぎかねない。

離脱時に 11 あった旧宮家も、約 80 年を経て男系男子の後継者がいるのは賀陽（かや）、久邇（くに）、東久邇、竹田の 4 家に減った。いずれかの段階で女性に皇位継承資格を認めなければ、**生身の人間によって構成される皇室制度が維持できないことは容易に想像できる**。そうであるならば、**今の皇室で皇統をつなげるうちに認めるべき**である。

敗戦から出発して「国民と共に」戦後社会を歩み、3 代にわたって受け入れられてきた今の皇室は、国民と記憶と体験を共有してきた。**男系か女系かに固執せず、その背中を見て育った直系でつなぐ**ことが、象徴としての天皇にふさわしいと思う。【政治部・野口武則】